

# こども家庭審議会 「児童福祉文化財推薦」 審査の申請について（概要）

## －舞台芸術委員会－

こども家庭審議会では、児童福祉法第8条第9項に基づき、児童の福祉の向上を図るために、「児童福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される舞台芸術等の関係者は、下記の要領にて申請してください。

【提出物】 A	申請書（所定の様式使用、手書き不可）	1部
B	シナリオ・台本もしくはそれにかわるもの	1部
C	パンフ・チラシもしくはそれにかわるもの	1部（郵送3部）
D	入場券・招待状	1部
E	会場地図（パンフ・チラシに記載の場合は不要）	1部

### 【申請方法】 1 メール申請

- (1) こども家庭庁HPの児童福祉文化財ページから所定の様式（Excel）をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- (2) 件名に「**【申請社名・作品名】児童福祉文化財推薦審査申請について**」と表記し、上記「A（Excel電子媒体）」、「B」、「C」、「D」、「E」を添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。

### 2 郵送物

下記提出先に提出物「A」「C（3部）」を送付して下さい。なお、メールでお送りいただいた申請書と内容が異なる場合は、必ずご連絡下さい。

【提出先】 〒100-6080 東京都千代田区霞が関3-2-5  
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付  
こども家庭審議会児童福祉文化分科会事務局宛  
TEL 03-6863-0289  
メール bunkazai@cfa.go.jp

【決定通知】 推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。  
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。  
当審議会での審査は年数回開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います。（児童福祉文化財の申請・審査フロー図参照）

### 【注意事項、その他】

- 審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表としております。
- 審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので個別の連絡等のご遠慮下さい。
- 関東近郊での上演等が含まれる場合には、可能な限りそれらを審査の対象としてご申請下さい。地方での上演の場合も対応が可能になる場合がありますので、お問い合わせ下さい。
- 児童福祉文化財に推薦した作品は、申請書に掲載された内容(チラシの画像含む)の一部をこども家庭庁HPや「児童福祉文化財年報」、普及啓発のためのポスターなどに掲載します。